

## NEWS LETTER

2018 8月号

8月といえば、甲子園球場で開催されます夏の全国高校野球選手権大会を楽しみにしている方も多いのではないのでしょうか。今年は第100回の記念大会ということで、全国から予選を勝ち抜いた56校が熱戦を繰り広げます。長崎代表は、3年ぶり2回目の夏の甲子園となる創成館高校です。活躍を期待しております。

掲載内容に関しましてご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問合せ下さい。

〒856-0828 長崎県大村市杭出津三丁目395番地7  
司法書士・土地家屋調査士・行政書士平野旅人総合事務所

代表 平野 旅人

電話0957-46-6133 FAX0957-46-6134

メール:nrn14982@nifty.com

# ● 相続における特別受益について

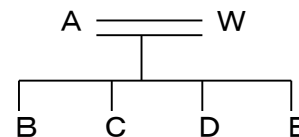
8月は、お盆時期に親戚が集まることも多いと思いますので、今回は相続に関係する内容を重点にご説明します。

まずは、特別受益についてです。共同相続人の中に、被相続人から遺贈を受けたり、生前に贈与を受けたりした者がいた場合に、相続に際して、この相続人が他の相続人と同じ相続分を受けるとすれば、不公平になります。そこで、民法では、共同相続人間の公平を図ることを目的に、特別な受益(贈与)を相続分の前渡しとみて、計算上贈与を相続財産に持戻して(加算して)相続分を算定することになっています。

例えば、被相続人Aは、7000万円の財産を残し死亡しました。

Aの相続人は、妻W、長男B、長女C、次男D、次女Eの五人です。

Aは生前、長男Bに営業資金600万円、長女Cに婚姻の際の持参金400万円を贈与していました。また遺言で、次男Dに預金600万円を遺贈しています。



各相続人の具体的な相続分はどのようなのでしょうか？

B、Cが受けた生前贈与は特別受益となりますので、みなし相続財産は、7000万円+600万円+400万円=8000万円になります。

各相続人の相続分は、妻W  $8000万円 \times 1/2 = 4000万円$ 、長男B、長女C、次男D、次女E  $8000万円 \times 1/2 \times 1/4 = 1000万円$  となりますので、今回の相続財産7000万円の具体的な相続分は、妻W 4000万円、長男B  $1000万円 - 600万円 = 400万円$ 、長女Cは  $1000万円 - 400万円 = 600万円$ 、次男D 1000万円(内600万円は遺贈分)、次女E 1000万円 となります。

このように、生前の贈与が特別受益と認められれば、相続時に受領する財産に差異が生じてきます。ただし、特別受益になるか、どうかの判断が難しいところと思います。まず、遺贈については、その目的にかかわらず、特別受益となります。次に生前贈与ですが、これは相続財産の前渡しとみられるか否かを基準として判断します。①婚姻又は養子縁組のための贈与について、持参金、支度金は一般的に特別受益になるとされています。結納金、挙式費用は一般的には特別受益にならないと考えられます。②学資について、入学金、授業料等は、生前の被相続人の資力、社会的地位、他の相続人との比較等を考慮して判断することになります。③その他の生計の資本としての贈与について、居住用不動産の贈与又はその取得のための金銭の贈与、営業資金の贈与、借地権の贈与等、生計の基礎として役立つような財産上の給付については、特別受益となります。相続財産を分割協議する際には、特別受益についても考慮する必要があります。

# ● 相続における寄与分について

次に寄与分についてご説明します。共同相続人中に、被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与（通常期待される程度を超える貢献）をした者がいるときに、相続財産からその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなして相続分を算定し、その算定された相続分に寄与分を加えた額をその者の相続分とすることによって、その者に相続財産のうちから相当額の財産を取得させ、共同相続人間の公平を図る制度です。寄与分の要件ですが、まず、相続人みずからの寄与があることです。ただし、相続人の配偶者や子の寄与行為が相続人の寄与行為として認められる場合もあります。次に、寄与行為が、「特別の寄与」であることです。特別の寄与と言えるためには、被相続人と相続人の身分関係に基づいて通常期待されるような程度を超える貢献である必要があります。続いて、被相続人の遺産が維持又は増加したことが必要です。ここで維持とは、放置していれば財産が減少していたところ、当該寄与行為によって防止することができた場合をいいます。また、財産上の効果のない精神的な援助、協力は、寄与として考慮されません。それでは、寄与にはどのようなケースが考えられるでしょうか？

①家業従事のケース 家業である農業、商工業に従事することによって寄与が認められる場合です。具体的な要件として、特別な貢献、無償性、継続性、専従性が必要ですが、無償性の要件を満たすことは難しいと思われます。

②金銭等出資のケース 被相続人の事業に関して財産上の給付をする場合又は被相続人に対し財産上の利益を給付する場合は、不動産の購入資金の援助、医療費や施設入所費の負担が多いと思われます。

③療養看護のケース 相続人が病気療養中の被相続人の療養介護に従事した場合です。疾病の存在が前提となっています。ただ単に被相続人と同居し、家事の援助を行っているに過ぎない場合には、寄与分は認められ難いと思われます。具体的な要件として、療養看護の必要性、特別の貢献、無償性、継続性、専従性が必要です。

④扶養のケース 相続人が被相続人の扶養を行い、被相続人が生活費等の支出を免れたため、財産が維持された場合は、毎月仕送りしていたとか、同居して衣食住の面倒をみていた場合が考えられます。

⑤財産管理のケース 被相続人の財産を管理することによって、財産の維持形成に寄与した場合は、不動産に賃貸管理や立退き交渉等の場合が考えられます。



## ● 遺産分割調停について

特別受益や寄与分について、ご説明してきましたが、どうしても相続人間で話が見つからない場合はどうすればよいのでしょうか？

この場合は、家庭裁判所に遺産分割調停の申立を行います。たまに、相続人間で遺産分割の話が見つからず、「印鑑が貰えないから、放置している」という方がいらっしゃいますが、私は家庭裁判所へ遺産分割調停の申立を行うことをお勧めしています。

遺産分割が未了の状態でも、自然に解決することはありません。時間が経てば、次の相続が発生し、相続人がさらに増えることが予想されますし、相続人が歳をとり、判断能力が低下し、後見等を要するケースも考えられます。

遺産分割調停であれば、相続人間で直接、顔を合わせて話す必要がありません。それぞれの言い分を調停委員等が聞き取り、間を取り持って調整をしていくこととなります。どうしても、折り合いが見つからない場合は、調停は不成立となりますので、無理に譲歩する必要もありません。裁判所の手続ということで、敷居が高いと思われがちですが、調停自体は、あくまでも話し合いですので、裁判所に出頭する時間が取れる方は、弁護士に依頼しなくてもご自分で手続を進めることは可能です。

それでは、遺産分割調停申立は、どのように進めればよいのでしょうか？

まずは、被相続人の戸籍等を取得し、相続人を確定させる必要があります。次に遺産を調査します。家庭裁判所の管轄は、相手方の住所地の家庭裁判所となりますので、相続人が集まりやすい場所を選ぶ必要があります。

この管轄裁判所に遺産分割調停申立書を提出します。申立書の様式は、裁判所のHP等に掲載されています。

裁判所には、申立書、事情説明書、証拠関係書類を提出します。

戸籍等の身分関係の書類は、登記等の他の手続でも使用するため、原本の返付を求めることで、返還していただけます。

調停が成立すれば、調停調書により、単独で不動産の名義変更等の手続が可能となります。調停が不成立になった場合は、調停の申立ての時に遺産分割の審判の申立てがあったものとみなされ、遺産分割事件は審判手続きに移行し、審判手続きが開始します。審判に移行することで、新たに手数料を納付する必要はありません。また、調停が成立しない場合において相当と認めるときは、家庭裁判所は、当事者双方のための衡平に考慮し、一切の事情を考慮のうえ、職権で「調停に代わる審判」をすることが出来ます。



## ● ミニ情報

### 遺贈について

遺言者が遺言によってその一方的意思により行う財産処分のことを「遺贈」といいます。遺贈は、相続人に対しても、「相続人以外」対しても行うことができます。しかしながら、実務上は、「相続人」に対して財産を残したい場合は、「相続させる」旨の遺言を用いますので、実際は、「相続人以外に」に対して財産を残す場合に使用されることが多いと思われます。

遺贈には、特定遺贈と包括遺贈の2種類があります。

特定遺贈とは、「甲不動産をAに与える」というように、特定された財産を対象とする遺贈のことをいいます。

包括遺贈とは、「遺産の2分の1(全部)をAに与える」というように、遺産の全部またはその割合を指定して遺贈することをいいます。この包括遺贈によって、包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有することになりますので、一部の割合を包括遺贈された受遺者は相続人との間で遺産分割協議を行うことになります。

### 遺贈と不動産登記について

相続を原因とする所有権移転登記については、相続人が単独で申請します。一方、遺贈については、遺言執行者が選任されているときと、選任されていないときでは、異なっています。まず、遺言執行者が選任されている場合ですが、受遺者を登記権利者、遺言執行者を登記義務者とする共同申請となります。次に遺言執行者が選任されていない場合ですが、登記義務者として、法定相続人全員の協力が必要になります。しかし、遺言執行者の指定がない場合、法定相続人全員の協力を得て、受遺者への所有権移転登記を行うことは、非常に大変だと思われる。そこで、遺言書に遺言執行者の指定が無い場合は、家庭裁判所へ遺言執行者選任申立を行い、選任された遺言執行者との共同申請を行う方がスムーズに手続きができることも考えられます。



## ● コラム?...

先月は、あまり遠出が出来なかったので、今回は少年指導委員についてお話をさせていただきます。

私は前職のお付き合いから、少年指導委員というものに就いております。少年の非行防止、被害防止のために活動する非常勤の公務員のようなのです。

年に1回法定講習があり、先日、長崎の県警本部で受けてきました。

活動は、配属の警察署によって違うのですが、大村署では、年に2回程度、警察署の生活安全課の方と一緒に街頭補導にまわります。

役に立っているのかは、疑問ですが、そういう活動も行ってます……



8月です。今年の暑さは異常ですね！  
皆様も体調管理には十分ご注意ください。



# ● 事務所紹介

## 事務所の概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

〔平野旅人総合事務所〕

(司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士、海事代理士)

住所:長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL:0957-46-6133 FAX:3957-46-6134

フリーダイヤル:0120-786-712 メール:nrn14982@nifty.com

## 主な取扱業務

- ①不動産の売買による所有権移転登記
- ②不動産への住宅ローン等の担保権設定登記
- ③不動産の贈与、その他の原因による所有権移転登記
- ④住宅ローン完済による担保権抹消登記
- ⑤建物新築時の建物表題登記
- ⑥建物の増築、物置等の建築による建物表題変更登記
- ⑦建物の取壊しによる建物滅失登記
- ⑧地目の変更、合筆登記
- ⑧不動産売買契約書、賃貸借契約書等の各種契約書作成
- ⑩農地法の許可申請(農地以外への転用申請に必要な設計図面作成は含みません)
- ⑪太陽光発電設備設置等に伴う動産譲渡登記、債権譲渡登記
- ⑫相続手続に必要な戸籍等の収集、遺産分割協議書等の作成
- ⑬相続による不動産の名義変更、預貯金等の名義変更
- ⑭遺言書の作成サポート
- ⑮相続放棄手続に必要な書類作成、書類取得
- ⑯会社、法人の設立、役員変更、本店移転、増資等による変更
- ⑰離婚調停、訴状等の裁判所関係書類作成、簡易裁判所における訴訟代理
- ⑱成年後見、任意後見等の書類作成、後見人等への就任

